

平成30年度

上期定期監査等報告書

帯広市監査委員



帯監査第33号  
平成30年8月15日

帯 広 市 長 米 沢 則 寿 様  
帯 広 市 議 会 議 長 大 石 清 一 様

帯 広 市 監 査 委 員 林 伸 英  
帯 広 市 監 査 委 員 秋 田 勝 利  
帯 広 市 監 査 委 員 鈴 木 仁 志

定期監査等報告書の提出について

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定に基づき、平成30年度に実施した定期監査及び財政援助団体監査について、その結果を同条第9項の規定により提出します。

# 目 次

## ○ 定期監査報告書

第1	監査の項目	1
第2	監査の目的	1
第3	監査の対象	1
第4	監査の範囲及び方法	1
第5	監査の期間	1
第6	監査の結果	2
第7	監査結果に関する意見	6

## ○ 財政援助団体監査報告書

第1	監査の項目	7
第2	監査の目的	7
第3	監査の対象	7
第4	監査の範囲及び方法	8
第5	監査の期間	8
第6	監査の結果	8
第7	監査結果に関する意見	10
	(資料) 財政援助団体の決算額と市の補助(負担)金	11

# 定期監査報告書

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、次のとおり定期監査を実施した。

## 第1 監査の項目

収入及び支出事務等の執行状況について

重点項目：文書事務「浄書・校合・施行の確認の実施状況」について

## 第2 監査の目的

収入事務は、調定、徴収、滞納整理等の収納状況を含む事務全般について、また、支出事務は、事務事業に係る支出負担行為等の執行状況全般について、関係する法令等に基づき適正に執行されているか、及び内部統制機能が発揮されているかに着目して監査を行い、効率的な行政運営の確保に資することを目的とした。

## 第3 監査の対象

市民活動部（市民活動推進課、男女共同参画推進課）

市民環境部（国保課、戸籍住民課、川西支所、大正支所）

こども未来部（子育て支援課、青少年課）

農政部（農政課、農村振興課）

産業連携室

都市建設部（管理課、建築指導課、土木課、道路維持課）

## 第4 監査の範囲及び方法

### 1 範囲

平成29年4月1日から平成30年3月31日までに執行された事務を対象とした。

### 2 方法

監査を行う歳入及び歳出の項目等については抽出を行い、対象課から帳簿等の関係資料の提出を求め、これらの書類を調査するとともに必要に応じて関係職員から説明を受けるなどの方法により監査を行った。

## 第5 監査の期間

平成30年4月3日から平成30年8月1日まで

## 第6 監査の結果

収入及び支出事務の執行状況、重点項目とした文書事務の浄書・校合・施行の確認の実施状況について監査した結果、一部に改善を要する事務処理があったので、特記事項として記載する。

### 1 部課別の監査結果（文書事務を除く）

#### （1）市民活動部

##### ア 市民活動推進課

特記すべき事項はなかった。

##### イ 男女共同参画推進課

特記すべき事項はなかった。

#### （2）市民環境部

##### ア 国保課

特記すべき事項はなかった。

##### イ 戸籍住民課

特記すべき事項はなかった。

##### ウ 川西支所

特記すべき事項はなかった。

##### エ 大正支所

特記すべき事項はなかった。

#### （3）こども未来部

##### ア 子育て支援課

特記すべき事項はなかった。

##### イ 青少年課

特記すべき事項はなかった。

#### （4）農政部

##### ア 農政課

特記すべき事項はなかった。

##### イ 農村振興課

特記すべき事項はなかった。

(5) 産業連携室

特記すべき事項はなかった。

(6) 都市建設部

ア 管理課

特記すべき事項はなかった。

イ 建築指導課

特記すべき事項はなかった。

ウ 土木課

特記すべき事項はなかった。

エ 道路維持課

デスクトップパソコン1台の購入にあたり、特段の理由なく年度末に契約を締結していた。

## 2 文書事務「浄書・校合・施行の確認の実施状況」の監査結果

対外的に送付する文書について、帯広市事務処理規程（以下、「事務処理規程」という。）に基づき、文書の浄書・校合・施行の確認が適正に行われているかについて監査した結果、一部に改善を要する事務処理があった。

### （1）文書事務について

文書事務については、事務処理規程に基づき執行しているが、決裁後の文書の施行について起案者のみで処理することにより、文書の発送漏れ等の事務処理ミスにつながる事案が散見されていることから、事務処理規程を一部改正し、さらに平成29年1月27日付総務部長通知「決裁後の文書事務の適正化について」において、校合及び施行の確認方法について周知している。

また、事務処理規程において、事務の処理は、文書によって行うことを原則としており、決裁後の文書で浄書、発送等を要するものは、速やかに処理しなければならないと定めている。

なお、浄書とは決裁文書を正式な文書として施行するために清書することであり、校合及び施行の確認については、事務処理規程第54条及び第60条の3で次のとおり定めている。

#### ア 校合

校合とは、浄書した文書について、原議と読み合わせなどをして、誤りを訂正することであり、起案者、副担当者、文書管理主任等を含む複数者で行い、浄書文書を確認するもの。

浄書及び校合担当者は、原議の当該欄に認印しなければならない。

※浄書担当者・・・起案者

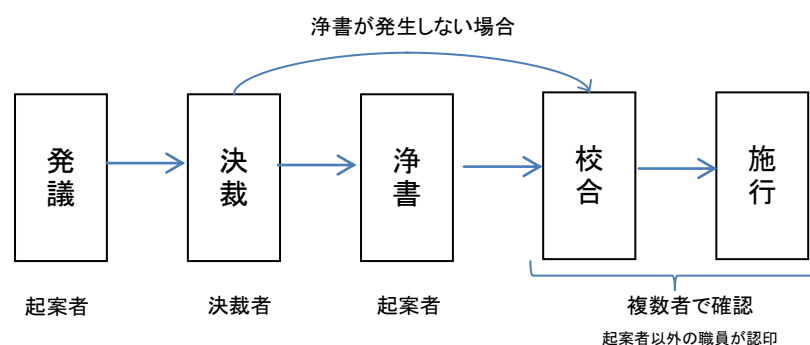
※校合担当者・・・起案者以外の副担当者、文書管理主任等の職員

#### イ 施行の確認

施行の確認とは、文書の発送等の施行に際し、起案者、副担当者、文書管理主任等を含む複数者で、相手方が正しいことなどを確認するもの。

施行担当者は、原議の当該欄に認印しなければならない。

※施行担当者・・・起案者以外の副担当者、文書管理主任等の職員





(2) 文書事務の監査結果

ア 校合及び施行の確認を行っているか明らかでなかったもの

決裁文書と浄書文書に相違がないか確認を行ったうえで、文書の相手方が正しいかなどの確認を行ったかどうかが発議書上明らかではないものがあった。

イ 施行の確認を行っているか明らかでなかったもの

校合は行っているが、文書の発送等の際に施行の確認を行ったかどうかが発議書上明らかではないものがあった。

ウ 複数者による校合及び施行の確認を行っているか明らかでなかったもの

起案者のみが校合及び施行を行っているものや、外形上の校合及び施行の確認は行われているが、起案者以外が行っているかどうかが発議書上明らかではないものがあった。

【部課別（文書事務）】

① 校合及び施行の確認を行っているか明らかでなかったもの	市民活動部 市民環境部  こども未来部 農政部  産業連携室 都市建設部	市民活動推進課 男女共同参画推進課 戸籍住民課 川西支所 大正支所 青少年課 農政課 農村振興課  管理課 建築指導課 土木課 道路維持課
② 校合は行っているが、施行の確認を行っているか明らかでなかったもの	こども未来部 農政部 産業連携室 都市建設部	子育て支援課 農村振興課  建築指導課 土木課
③ 起案者のみが校合又は施行の確認を行っていたもの	都市建設部	管理課 建築指導課 道路維持課
④ 校合及び施行の確認を行っているが、起案者以外が行っているか明らかでなかったもの	市民環境部 こども未来部 農政部  都市建設部	戸籍住民課 青少年課 農政課 農村振興課 管理課 建築指導課 土木課 道路維持課

## 第7 監査結果に関する意見

収入及び支出事務全般について監査した結果、事務処理はおおむね適正に行われており、全体を通して改善が図られていることを確認しました。

しかしながら、監査結果に記載のとおり、支出事務において、年度末に予算を執行していた事例が見受けられました。

予算執行時期の適正化につきましては、これまでの定期監査においても意見を述べてきたところではありますが、今後同様の事例が繰り返されることのないよう強く求めるものです。

また、重点項目として設定しました文書事務については、校合や施行の確認が不十分なものや、起案者が特定できないことにより、複数者によるチェックが行われているか確認できないものも見受けられました。こうした中、先月には送付物の内容確認不足により、市民へ誤った書類を送付するという適正を欠く事務が発生したところがあります。

文書については、複数者で内容を確認し文書事務の適正化を図るという通知の趣旨を踏まえられ、全庁的に適正な事務処理が行われますよう、今一度各課への指導を徹底されますことを望みます。

今後におかれましては、より一層適正な事務執行に努められ、市民から信頼される行政運営が行われますことを期待いたします。

# 財政援助団体監査報告書

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、次のとおり財政援助団体監査を実施した。

## 第1 監査の項目

財政援助団体監査

## 第2 監査の目的

団体の事務局が帯広市にあり、かつ、総務部総務課に団体役員事務取扱者等報告の届け出を行い登録を受けている団体（以下、「登録団体」という。）について、市が交付した補助金や負担金（以下、「補助金等」という。）が、その目的に沿って正しく使用されているかどうかを検証し、今後の行政運営に資することを目的とした。

## 第3 監査の対象

平成30年3月末に現存する市の登録団体のうち、平成29年度に市から補助金等の交付を受けた以下の16団体を対象とした。

団体名	関係部課
帯広市統計協議会	総務部 総務課
帯広市町内会連合会	総務部 総務課 市民活動部 市民活動推進課 市民環境部 環境都市推進課
釧路地方法務局帯広支局管内戸籍住民事務協議会	市民環境部 戸籍住民課
北海道民生委員児童委員連盟帯広支部	保健福祉部 社会課
帯広・南十勝通年雇用促進協議会	商工観光部 工業労政課
十勝ドリームマップ会議実行委員会	商工観光部 商業まちづくり課
十勝ファームツーリズム等推進協議会	商工観光部 観光課
十勝フェスタ実行委員会	商工観光部 観光課
帯広市農業施策推進委員会	農政部 農政課 農村振興課
とから帯広和牛生産改良組合	農政部 農政課
帯広圏広域都市計画協議会	都市建設部 都市計画課
高規格幹線道路帯広・広尾自動車道早期建設促進期成会	都市建設部 都市計画課
帯広を緑と花で美しくする運動実行委員会	都市建設部 みどりの課
帯広市教育研究会	学校教育部 学校教育指導室 教育研究所
帯広市農業者結婚推進協議会	農業委員会事務局 農地課
十勝農業委員会連合会	農業委員会事務局 農地課

## **第4 監査の範囲及び方法**

### **1 範囲**

平成29年度に執行された出納その他の事務を対象とした。

### **2 方法**

関係部課及び監査対象団体から関係資料の提出を求め、これらの書類を調査するとともに、必要に応じて関係職員から説明を受けるなどの方法により監査を行った。

## **第5 監査の期間**

平成30年4月23日から平成30年8月1日まで

## **第6 監査の結果**

登録団体において、市から交付された補助金等に係る出納その他の事務が適正に行われているか、また、関係部課において、登録団体に対する補助金等の交付に係る事務処理が適正に行われているかについて監査した結果、一部に改善を要する事項があったので、特記事項として記載する。

### **1 帯広市統計協議会（総務部 総務課）**

特記すべき事項はなかった。

### **2 帯広市町内会連合会**

（総務部 総務課）（市民活動部 市民活動推進課）（市民環境部 環境都市推進課）

特記すべき事項はなかった。

### **3 釧路地方法務局帯広支局管内戸籍住民事務協議会（市民環境部 戸籍住民課）**

特記すべき事項はなかった。

### **4 北海道民生委員児童委員連盟帯広支部（保健福祉部 社会課）**

特記すべき事項はなかった。

### **5 帯広・南十勝通年雇用促進協議会（商工観光部 工業労政課）**

特記すべき事項はなかった。

### **6 十勝ドリームマップ会議実行委員会（商工観光部 商業まちづくり課）**

特記すべき事項はなかった。

### **7 十勝ファームツーリズム等推進協議会（商工観光部 観光課）**

特記すべき事項はなかった。

### **8 十勝フェスタ実行委員会（商工観光部 観光課）**

特記すべき事項はなかった。

- 9 帯広市農業施策推進委員会（農政部 農政課）（農政部 農村振興課）  
特記すべき事項はなかった。
- 10 とかち帯広和牛生産改良組合（農政部 農政課）  
特記すべき事項はなかった。
- 11 帯広圏広域都市計画協議会（都市建設部 都市計画課）  
特記すべき事項はなかった。
- 12 高規格幹線道路帯広・広尾自動車道早期建設促進期成会（都市建設部 都市計画課）  
特記すべき事項はなかった。
- 13 帯広を緑と花で美しくする運動実行委員会（都市建設部 みどりの課）  
特記すべき事項はなかった。
- 14 帯広市教育研究会（学校教育部 学校教育指導室）（学校教育部 教育研究所）  
研究部会のビデオカメラの購入において、カード払いにより支出していた。
- 15 帯広市農業者結婚推進協議会（農業委員会事務局 農地課）  
特記すべき事項はなかった。
- 16 十勝農業委員会連合会（農業委員会事務局 農地課）  
通信運搬費の支払において、立替払を行っていたものがあつた。

## 第7 監査結果に関する意見

財政援助団体にかかる監査は、前年に引き続き、市から補助金等の交付を受けた登録団体を対象として実施しました。

その結果、市から登録団体への補助金等の交付手続はおおむね適正に行われていることを確認しましたが、一部の登録団体の支出事務で、前述の監査結果に記載のとおり、適正を欠くものが見受けられたところです。

登録団体を所管する部課におかれましては、登録団体は行政活動の補完的な役割を担い公益性を有した事業を行う団体であり、その執行においては市と同様に適正な事務処理が求められていることを認識され、登録団体の指導監督に当たられますよう期待いたします。

## (資料)

## 財政援助団体の決算額と市の補助(負担)金

(単位:円)

団体名 (財政援助の内容)	団体決算額 (平成29年度)			市の補助 (負担)金額	補助金・負担金の区分	
	収入	支出	収支差引		補助金	負担金
1 帯広市統計協議会〔一般会計〕 (帯広市統計調査事業補助金)	704,599	673,000	31,599	288,000	○	
2 帯広市町内会連合会〔一般会計〕 (町内会活動啓発推進事業補助金) (町内会防災事業補助金)	5,204,195	4,937,969	266,226	2,250,632	○	
〔特別会計(傷害保険)〕 (町内会活動中傷害保険事業補助金)	3,157,003	3,157,003	0	1,100,000		
〔特別会計(防犯灯事業)〕 (町内会防犯灯リース事業補助金) (町内会活動啓発推進事業補助金)	32,323,803	32,323,764	39	32,323,764		
3 釧路地方務局帯広支局管内戸籍住民事務協議会 (釧路地方務局帯広支局管内戸籍住民事務協議会負担金)	129,236	93,108	36,128	17,000		○
4 北海道民生委員児童委員連盟帯広支部 (民生委員児童委員研修事業補助金)	7,021,625	6,539,446	482,179	500,000	○	
5 帯広・南十勝通年雇用促進協議会 (帯広・南十勝通年雇用促進協議会 構成市町村負担金)	24,644,000	21,093,689	3,550,311	639,000		○
6 十勝ドリームマップ会議実行委員会 (十勝ドリームマップ会議2018実施に係る負担金)	4,187,882	4,017,504	170,378	4,000,000		○
7 十勝ファームツーリズム等推進協議会 (十勝ファームツーリズム等推進協議会負担金)	6,040,539	5,487,662	552,877	6,000,000		○
8 十勝フェスタ実行委員会 (十勝フェスタ実行委員会負担金)	12,039,324	11,952,492	86,832	7,500,000		○
9 帯広市農業施策推進委員会 (帯広市農業施策推進委員会負担金)	9,442,452	8,154,264	1,288,188	1,415,000		○
10 とかち帯広和牛生産改良組合〔一般会計〕 (とかち帯広和牛生産改良組合負担金)	3,083,066	2,769,026	314,040	200,000		○
11 帯広圏広域都市計画協議会 (帯広圏広域都市計画協議会負担金 及び分担金)	1,043,937	1,024,854	19,083	459,000		○
12 高規格幹線道路帯広・広尾自動車道 早期建設促進期成会 (高規格幹線道路帯広・広尾自動車道早期建設促進 期成会負担金)	760,701	668,729	91,972	79,000		○
13 帯広を緑と花で美しくする運動実行委員会 (公共緑化推進事業補助金)	264,976	211,778	53,198	200,000	○	
14 帯広市教育研究会 (帯広市教育研究会事業補助金)	3,483,018	3,401,573	81,445	1,460,000	○	
15 帯広市農業者結婚推進協議会 (帯広市農業者結婚推進協議会負担金)	1,708,094	948,357	759,737	400,000		○
16 十勝農業委員会連合会 (十勝農業委員会連合会負担金)	3,695,404	3,298,987	396,417	293,000		○
合計(16団体)	補助金			59,124,396	5	11
	負担金					